広島県新型インフルエンザ等業務継続計画の概要

計画策定の意義

強毒で感染力の強い新型インフルエンザ等が大流行（パンデミック）した場合においても、県の機能を維持し最低限の通常業務を継続しながら、新型インフルエンザ等対策に万全を期すために「新型インフルエンザ等業務継続計画」を策定

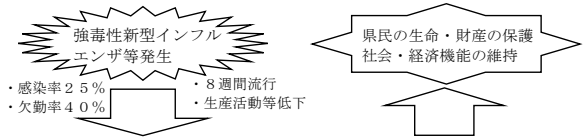

ヒト，モノ等活動・利用可能な資源が制約される中で、県が優先的に取り組むべき業務（非常時優先業務）を実施

『業務継続計画』とは，非常時優先業務を明らかにし、当該業務を実施するために必要な事項を定めるとともに、職員の感染防止対策等新たに生じる県の業務を規定した計画

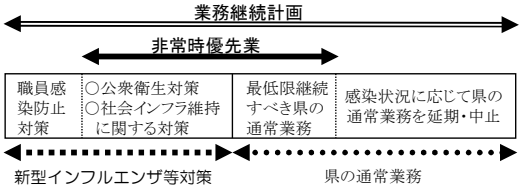

計画策定の範囲

知事部局、上下水道部、県議会事務局、
教育委員会事務局（学校を除く）、選挙管理委員会事務局、
監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

広島県新型インフルエンザ等対策行動計画との関連

広島県新型インフルエンザ等対策行動計画

↓

広島県危機対策運営要領（新型インフルエンザ等）

↓

行動マニュアル

⇔

広島県新型インフルエンザ等業務継続計画

○ 非常時優先業務
- 公衆衛生対策
- 社会インフラ維持に関する対策
- 最低限継続すべき県の通常業務

○ 職員の感染予防対策　など

非常時優先業務

基本姿勢

① 新型インフルエンザ等対策に関する業務を最優先に実施

② 県の通常業務のうち、休止した場合、県民の生命・身体・財産や社会機能に重大な損失・影響を与える恐れのある業務は継続して実施。他の業務は、状況に応じて延期・中止

③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員及び資材等の配分は、全庁横断的に調整

非常時優先業務の内容

新型インフルエンザ等対策業務

○ 情報収集，情報提供
○ サーベイランス
○ 予防・まん延防止
- 県民・事業者等への外出，イベント・集会等自粛要請

○ 医療体制の継続・強化
○ 社会・経済機能の維持
- 公共交通機関・ライフライン事業者への業務継続の要請
- 社会的弱者への支援，協力要請
- 防犯・防災機能の維持，協力要請

874事務

最低限継続すべき県の通常業務

○ 県民の生命・身体・財産や社会機能に重大な損失・影響が生じることが予想される業務
○ 県の機能維持に関する内部的業務

1,270事務

延期・中止する県の通常業務

○ 感染拡大防止の観点から，不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務
- 各種イベント等の集会や講座の開催
- 講習会、研修会、会議の開催、出張等の業務

○ 流行期間業務を休止しても、その後の対応が可能な業務
- 各種統計・調査，月報・年報作成等の業務
- 各普及啓発活動に関する業務

○ 県民生活や経済活動への影響が小さい業務
- 企画、政策立案や試験研究等の業務
- 公益法人・団体の指導検査

延期する業務 638事務

中止する業務 431事務

※「事務」の単位は，各課の事務分掌による。

実施体制の確保

① 人員配置の基本方針
「継続すべき業務」は、その業務を行うために必要な最小の人員で処理し、新型インフルエンザ等対策業務に重点的に要員を配置

② 人員配置
人事課は、感染状況を踏まえ、勤務態勢の変更を検討し、指示。
局内における人員配置の変更は、局長が行い、局外からの人員配置が必要な場合は人事課に要請。
人事課は、執務可能な人員数と非常時優先業務の進行状況を踏まえ、要員を配置。

職員の感染防止対策

基本姿勢

非常時優先業務を円滑に実施するために、庁内でのまん延防止対策をはじめとする職員の感染防止対策を徹底

職場における感染防止対策

○ 会議・研修会等の原則中止
○ 外出を伴う業務の原則中止（非常時優先業務以外）
○ 庁内まん延防止対策の実施
各庁舎の実情（庁舎の形態，入居状況等）を踏まえ、必要に応じて実施
- 来庁者の立入場所の制限：訪問スペースの特定
- 相談・窓口業務での対応：指定場所での実施　など

発症時の対応

○ 執務中に発症した場合、マスクを着用し執務室以外の部屋等に移動するなど他の職員との接触を避ける。医療機関を受診し、結果を所属長へ報告
○ 執務室内に付着したおそれのあるウィルスを除去するため、職場内を消毒